

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第28号

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種類	金額	種類	金額
子育て支援短期利用手数料	1人1日につき 6,600円以内 において 市長が定める額	子育て支援短期利用手数料	1人1日につき 6,600円以内 において 市長が定める額
<u>介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る事業者の指定の申請手数料（市内に所在地を有する事業所に係る申請に限る。）</u>	<u>1件につき30,000円。ただし、更新の場合は</u>		
<u>介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護に係る事業者の指定の申請手数料（市内に所在地を有する事業所に係る申請に限る。）</u>	<u>1件につき10,000円</u>		
介護保険法第8条第17項に規定			

<p><u>する地域密着型通所介護に係る事業者の指定の申請手数料（市内に所在地を有する事業所に係る申請に限る。）</u></p>		
<p><u>介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護に係る事業者の指定の申請手数料（市内に所在地を有する事業所に係る申請に限る。）</u></p>		
<p><u>介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護に係る事業者の指定の申請手数料（市内に所在地を有する事業所に係る申請に限る。）</u></p>		
<p><u>介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護に係る事業者の指定の申請手数料（市内に所在地を有する事業所に係る申請に限る。）</u></p>		
<p><u>介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護に係る事業者の指定の申請手数料（市内に所在地を有する事業所に係る申請に限る。）</u></p>		
<p><u>介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る事業者の指定の申請手数料（市内に所在地を有する事業所に係る申請に限る。）</u></p>		
<p><u>介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービスに係る事業者の指定の申請手数料（市内に所在地を有する事業所に係る申請に限る。）</u></p>		

<p><u>介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援に係る事業者の指定の申請手数料</u></p>			
<p><u>介護保険法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護に係る事業者の指定の申請手数料（市内に所在地を有する事業所に係る申請に限る。）（介護予防認知症対応型通所介護を認知症対応型通所介護と一体的に行うために申請を同時に行う場合を除く。）</u></p>			
<p><u>介護保険法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護に係る事業者の指定の申請手数料（市内に所在地を有する事業所に係る申請に限る。）（介護予防小規模多機能型居宅介護を小規模多機能型居宅介護と一体的に行うために申請を同時に行う場合を除く。）</u></p>			
<p><u>介護保険法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護に係る事業者の指定の申請手数料（市内に所在地を有する事業所に係る申請に限る。）</u>  <u>（介護予防認知症対応型共同生活介護を認知症対応型共同生活介護と一体的に行うために申請を同時に行う場合を除く。）</u></p>			
<p><u>介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援に係る事業者の指定の申請手数料</u></p>			
<p>備考 1から10まで &lt;省略&gt;</p>		<p>備考 1から10まで &lt;省略&gt;</p>	

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。